
平成 26 年度の協会員に対する監査結果について

日証協 平成 27 年 4 月 21 日

本協会では、平成 26 年度の協会員に対する監査結果を取りまとめ、平成 27 年 4 月 21 日に開催された自主規制会議に報告した。

協会員に対する監査結果は、以下のとおりである。

平成 26 年度の協会員に対する監査結果について

平成 27 年 4 月

日本証券業協会

1. 実施状況

協会員132先（会員84社、特別会員48機関）に対し監査を実施。このうち、会員6社については、特別監査室による監査。

2. 監査結果

協会員125先（会員78社、特別会員47機関）に対し監査結果を通知。このうち、32先（会員23社、特別会員9機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘。指摘の内容を見ると、法令違反では、自己資本規制比率の算出誤りや、顧客分別金の信託不足が認められたほか、協会規則違反では、注文管理体制の不備が認められた。

なお、法令・諸規則違反等の指摘に、重大な違反や悪質なものは認められなかった。

3. 主な指摘事項

【会員】

○ 自己資本規制比率の算出誤り（法令違反）

保有する一の銘柄の時価額が全ての保有有価証券の時価額の20%を超えている場合は、超過額に対してリスクを加算する必要があるところ、日本取引所グループ株式の保有額が保有有価証券の時価額の20%を超えていたにもかかわらず、市場リスク相当額を加算していなかった。

○ 顧客分別金の信託不足（法令違反）

上場先物・オプション取引に係る顧客から受け入れた現金証拠金について、直接預託していない金額を顧客分別金の対象としていなかったため、顧客分別金の信託不足が発生。

○ 注文管理体制に係る不備（規則違反）

大阪取引所の市場デリバティブ取引の受付制限値を超過する値でハードリミットを設定していたため、ハードリミットが機能していなかった。

【特別会員】

- 契約締結前交付書面の未交付（法令違反）
契約締結前交付書面を交付することなく、顧客の有価証券取引口座を開設した。
- 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備（規則違反）
役職員による有価証券の売買を管理するに当たり、法令で禁止されている投機的利益の追求を目的とした売買を把握するための手続きを定めていなかった。

4. 監査実施状況【平成26年4月から同27年3月までに着手したもの】

協会員132先（会員84社、特別会員48機関）に対し監査を実施。

(1) 会員に対する監査

実施状況	平成26年度	【参考】
		平成25年度
① 監査実施先数	84社	87社
うち取引所との合同検査	31社	28社
うち協会の単独監査	53先	59社
うち特別監査等	6社	7社
② 1先平均の監査日数 （1先当たりの監査日数）	7.2日 （3～14日）	6.2日 （3～18日）
③ 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	4.0人 （3～12人）	3.9人 （3～13人）

- ・「特別監査等」にはフォローアップ監査を含む。
- ・②及び③については、特別監査に係るものを除いて算出。

(2) 特別会員に対する監査

実施状況	平成26年度	【参考】
		平成25年度
① 監査実施先数	48機関	53機関
② 1先平均の監査日数 （1先当たりの監査日数）	5.3日 （3～10日）	5.5日 （3～13日）
③ 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	3.7人 （2～7人）	3.8人 （3～7人）

5. 監査結果【平成26年4月から同27年3月までに結果通知を交付したもの】

協会員125先（会員78社、特別会員47機関）に対し監査結果を通知。

(1) 会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成26年度	【参考】
		平成25年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	78社 (23社)	91社 (27社)
法令違反の指摘件数	15件	16件
① 自己資本規制比率の算出誤り	5	4
② 顧客分別金の信託不足	2	1
③ 業務及び財産の状況に関する説明書の記載不備	2	0
④ 業務に関する帳簿書類の未作成	1	3
⑤ 空売り規制に係る不備	1	2
⑥ 取引時確認に係る不備	1	1
⑦ 信用取引を行うことを明示しない取引（差金決済取引）	1	1
⑧ 契約締結時交付書面の未交付	1	0
⑨ 業務方法書等の未届出	1	0
諸規則違反の指摘件数	9件	11件
① 注文管理体制に係る不備	4	5
② 個人情報の管理不備	2	1
③ 反社情報照会システムへの未照会	1	0
④ 勧誘開始基準に反した勧誘	1	0
⑤ グリーンシート銘柄審査態勢等の不備	1	0

内部管理態勢の不備の指摘件数	14件	28件
① 法人関係情報の管理に係るもの	4	2
② システムリスク管理に係るもの	3	6
③ なりすまし取引の疑われる口座の管理に係るもの	2	1
④ 注文管理体制に係るもの	1	3
⑤ 投資信託の勧誘時の説明に係るもの	1	0
⑥ 投資信託の乗換え等の管理態勢に係るもの	1	0
⑦ 内部管理態勢全般に係るもの	1	0
⑧ 情報セキュリティ管理に係るもの	1	0

※ 平成25年度は上記のほか、以下を指摘している。

- ・ 法令違反として、最良執行方針に係る不備（1件）、契約締結前交付書面の交付不備（1件）、個人情報の管理に係る不備（1件）、取引時確認に係る不備（1件）。
- ・ 諸規則違反として、不公正取引防止のための売買管理体制に係る不備（4件）、顧客管理に係る不備（1件）。
- ・ 内部管理態勢の不備として、売買管理・内部者取引管理に係るもの（6件）、社内検査に係るもの（2件）等。

(2) 特別会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成26年度	【参考】
		平成25年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	47機関 (9機関)	56機関 (7機関)
法令違反の指摘件数	1件	0件
○ 契約締結前交付書面の未交付	1	0
諸規則違反の指摘件数	7件	7件
① 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備	5	7
② 契約締結時交付書面の交付方法に係る不備	1	0
③ 広告審査に係る不備	1	0
内部管理態勢の不備の指摘件数	4件	0件
① 高齢顧客取引のモニタリングに係るもの	1	0
② 顧客管理態勢に係るもの	1	0
③ 顧客カード等の共有化に係るもの	1	0
④ なりすまし取引の疑われる口座の管理に係るもの	1	0

以 上